

公立大学法人滋賀県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

平成 19 年 7 月 3 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 114 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 研究活動上の不正行為等防止計画（第8条・第9条）
- 第3章 監査（第10条）
- 第4章 通報の受理（第11条－第14条）
- 第5章 関係者の取扱い（第15条－第17条）
- 第6章 事案の調査（第18条－第31条）
- 第7章 不正行為等の認定（第32条－第40条）
- 第8章 雜則（第41条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為および研究費等の不正使用（以下「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等が行われ、またはそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 本学の役員、教職員および学生等をいう。
- (2) 教職員 本学の教員、職員、その他本学に雇用されるすべての者および公立大学法人滋賀県立大学学則第18条および第19条に定める者をいう。
- (3) 研究院長等 事務局長、研究院長、学部長、研究科長およびその他附属施設の長をいう。
- (4) 部局等 事務局、学部、研究科、研究院およびその他附属施設をいう。
- (5) 学生等 学部学生、大学院学生、研究生および科目等履修生等本学に在学または在籍して修学または研究に従事する教職員以外の者をいう。
- (6) 受理 申立内容に不備がなく、予備調査の実施について判断できるに至った状態をいう。
- (7) 研究活動 本学において行う研究活動のすべてをいう。
- (8) 研究費等 国から配分される競争的資金等（国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を含む。）を財源とする研究費のほか、本学の責任において管理すべき研究費のすべてをいう。
- (9) 配分機関等 研究活動の予算配分または措置をした機関および競争的資金を配分する機関をいう。
- (10) 研究活動上の不正行為 教職員等が研究活動を行う場合における次に掲げる行為で、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる

よるものをいう。

- ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- エ その他の疑念ある行為で悪質であるもの（自己盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等）。

(11) 研究費等の不正使用 故意もしくは重大な過失による研究費等の他の用途への使用、交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用、その他、本学の研究費に関する規程等の関係法令等に違反した使用をいう。

(12) 研究倫理教育 研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育
(最高管理責任者)

第3条 理事長は、最高管理責任者として、本学における不正行為等の防止に関し最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第4条 副理事長および研究を所掌する理事は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、本学における不正行為等の防止に関し実質的な責任と権限を持つものとする。

2 各統括管理責任者の責任の範囲は、次の各号によるものとする。

- (1) 副理事長 研究費等の不正使用の防止に関すること。
- (2) 研究を所掌する理事 研究活動上の不正行為の防止に関すること。
(コンプライアンス推進責任者)

第5条 研究院長等は、コンプライアンス推進責任者として、各部局等において次の各号を行う。

- (1) 不正防止等のための対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、研究倫理教育を実施し受講状況を管理・監督する。
- (3) 教職員等が適切に研究費等の管理・執行を行っているかを把握し、必要に応じて改善を指導する。
(教育・研修の実施)

第6条 研究を所掌する理事は、研究倫理教育責任者として、研究に関わる教職員等に対し、研究倫理教育・研修等を定期的に行うものとする。

2 理事長および教職員は、学生等に対し、研究に対する姿勢と学術の両面の教育を行うものとする。

(教職員等の責務)

第7条 教職員等は、公立大学法人滋賀県立大学職員倫理規程を遵守し高い倫理性の保持に努めるとともに、不正行為等を行ってはならない。

- 2 教職員等は、不正行為等の防止に関して、統括管理責任者の指示に従わなければならぬ。
- 3 競争的資金の運営・管理に関わる全ての教職員等は、コンプライアンス研修および研究倫理教育を受講し、その内容を理解し遵守する旨、誓約書を提出するものとする。
- 4 教職員等は、生データや実験・観察ノートおよび実験試料・試薬など研究成果の事後

の検証を可能とするものについては、論文その他の研究成果の発表後各研究分野の特性に応じた合理的な期間（合理的な期間が判定できない場合は10年間）、これを適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 研究活動上の不正行為等防止計画

（研究活動上の不正行為等防止計画の策定）

第8条 理事長は、本学において不正行為等を発生させる要因を把握し、適切な対策を講じるため、研究活動上の不正行為等防止計画を策定するものとする。

2 理事長は、研究活動上の不正行為等防止計画の進捗状況を管理するものとする。

（研究活動上の不正行為等防止計画の事務体制）

第9条 理事長は、研究活動上の不正行為等防止計画を推進するために必要な事務体制を整備するものとする。

第3章 監査

（監査の実施）

第10条 研究費等の適正な管理および不正防止のため、研究費等について、公立大学法人滋賀県立大学内部監査規程等の定めにより監査を実施する。

第4章 通報の受理

（不正行為等に関する相談室の設置）

第11条 本学において次条の規定による申立てに対応するため、研究を所掌する理事を室長とする不正行為等に関する相談室（以下「相談室」という。）を監査室内に設置する。

（不正行為等に関する申立ておよび受理）

第12条 本学における研究活動において、第2条第10号に定める研究活動上の不正行為または第2条第11号に定める研究費等の不正使用が行われ、またはそのおそれがあると疑われる場合は、何人も理事長に申立てを行うことができるものとする。

2 申立てを行おうとする者は、別記様式の申立書に必要事項を記載し、書面、電話、ファクシミリ、電子メールまたは面談により、前条に規定する相談室あて提出するものとする。

3 申立ては、悪意（不正行為等の疑義がある者（以下「被申立者」という。）を陥れるため、または被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えることや被申立者の所属機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく申立てを防止するため、原則として顕名により行われるものとし、研究者の氏名、不正行為等の態様、その他事案の内容が明示され、かつ、研究活動上の不正行為または研究費等の不正使用とする合理的な根拠が示されていなければならぬ。

4 匿名による申立ておよび申立ての意思を明示しない相談については、その内容に信憑性が認められた場合は、顕名による申立てに準じて取り扱うことができる。

5 理事長は、前4項の申立て内容を精査し、受理した旨または受理しなかった旨を申立

者に通知するものとする。

- 6 不正行為等が行われようとしているとの情報を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められる場合は、被申立者に警告を行うものとする。
(本学以外の研究機関等からの通知および受理)

第13条 本学以外の研究機関等から、教職員に対し不正行為等が行われていると疑義がある旨通知があった場合は、前条に基づく申立てがあつたものとして、取り扱うものとする。

- 2 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為等の疑いが指摘された場合（不正行為等を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名もしくは名称、不正行為等の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示されている場合に限る。）は、これを前条第4項に準じて取り扱うことができる。

(相談室の職員の義務)

第14条 第12条の規定による申立ての受付においては、相談室の職員は、申立者および被申立者の秘密の遵守その他申立者および被申立者の保護を徹底しなければならない。

- 2 相談室の職員は、申立ての受付の際、書面、電話、ファクシミリ、電子メール等による場合はその内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講じ、面談による場合は個室にて実施するなど、適切な方法で実施しなければならない。

- 3 前2項の規定は、申立ての相談についても準用する。

第5章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第15条 この規程に定める業務に関わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 理事長は、申立者、被申立者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、申立者および被申立者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

- 3 理事長は、当該申立てに係る事案が外部に漏洩した場合は、申立者および被申立者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、申立者または被申立者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

- 4 理事長またはその他の関係者は、申立者、被申立者、調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）または関係者に連絡または通知をするときは、申立者、被申立者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(申立者の保護)

第16条 理事長は、申立てをしたことを理由とする当該申立者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、申立てをしたことを理由として、当該申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 理事長は、申立者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、公立大学法人滋賀県立大学が定める就業規則および公立大学法人滋賀県立大学職員の懲戒等に関する規程等関係規程（以下「就業規則および懲戒等に関する規程等」という。）に基づき、その者に対して懲戒処分等を行うことができる。
- 4 理事長は、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てたことを理由に当該申立者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該申立者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被申立者の保護）

- 第17条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、当該被申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 理事長は、相当な理由なしに、被申立者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則および懲戒等に関する規程等に基づき、その者に対して懲戒処分等を行うことができる。
 - 3 理事長は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、当該被申立者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被申立者に不利益な措置等を行ってはならない。

第6章 事案の調査

（予備調査の実施）

- 第18条 理事長は、第12条および第13条の規定により申立てを受け付け、受理した場合は速やかに、告発された行為が行われた可能性、告発内容の本調査における調査可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性（研究活動上の不正行為の場合）、その他必要と認める事項について、予備調査を行うものとする。ただし、事案により予備調査の必要がないと判断した場合はこの限りではない。
- 2 予備調査は、相談室において行うものとする。ただし、研究活動上の不正行為が疑われる場合で理事長が必要と判断した場合は、当該研究分野にかかる教員の協力を得るものとする。
 - 3 当該申立てが、本学以外の研究機関等に所属する研究者等を含む場合は、当該研究機関に通知し、共同して調査にあたるものとする。
 - 4 申立てがなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた申立てについての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 第19条 理事長は、前条に規定する予備調査を実施するために必要と認めるときは、申立て者、被申立て者その他関係者に対し、次の各号に定める措置を要請することができる。
- (1) 事実関係の聴取
 - (2) 関係資料等の保全および提出
 - (3) 調査対象の教職員等の研究室等で調査事項に関連する場所の一時閉鎖
 - (4) 研究費等使用の一時停止
 - (5) その他必要な措置
- （本調査の実施）

第20条 理事長は、第18条の規定による予備調査の結果に基づき、申立てを受理した日から30日以内に本調査の実施をすべきか否かを決定するものとする。

- 2 前項の場合において、理事長は、本調査の実施を決定したときは、速やかに公立大学法人滋賀県立大学不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するとともに、申立者および被申立者に対し、その旨通知し、調査への協力を求めるものとする。被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 3 前項の場合において、理事長は、研究活動上の不正行為の場合は当該事案に係る配分機関等と文部科学省に対して、研究費等の不正使用の場合は配分機関等に対して、本調査を行う旨、調査方針、調査対象および方法を報告、協議するものとする。
- 4 本調査は、本調査の実施の決定後30日以内に開始されるものとする。
- 5 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに申立者に通知するものとする。この場合において、調査委員会は予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等および申立者の求めに応じ開示するものとする。

（調査委員会の設置期間）

第21条 調査委員会の設置期間は、本調査の開始決定から本調査終了後、認定に対する不服申立てがないことを確認できるまで、または再調査が終了し、その結果を理事長に報告するまでの間とする。

（調査委員会の組織）

第22条 調査委員会の委員長は、研究を所掌する理事とし、委員は次の各号の者をもって組織する。

- (1) 事務局長
 - (2) 理事長が指名する研究院長
 - (3) その他理事長が必要と認める者
 - (4) 本学に属さない外部有識者（弁護士、公認会計士等）
- 2 すべての調査委員は、申立者および被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 委員の半数以上は、外部有識者でなければならない。

（所掌事項）

第23条 調査委員会は次に掲げる事項を調査する。

「研究活動上の不正行為」に係る事案の場合

- (1) 不正行為の有無および不正の内容（不正発生要因を含む）
- (2) 関与した者およびその関与の程度
- (3) その他必要な事項

「研究費等の不正使用」に係る事案の場合

- (1) 研究費等の不正使用の有無および不正の内容（不正発生要因を含む）
- (2) 関与した者およびその関与の程度（関与した者が係るその他競争的資金等における管理・監査体制の状況等）
- (3) 不正使用の相当額
- (4) その他必要な事項

（調査委員会の事務）

第24条 調査委員会の事務は、第11条に規定する相談室において行う。

(本調査の対象)

第25条 調査の対象は、申立てされた事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被申立者の他の研究活動も含めることができるものとする。ただし、調査に関連しない場合は、被申立者の他の研究活動を制限してはならない。

(調査委員会委員の選出に対する異議申立て)

第26条 理事長は、第20条第2項に基づき設置された調査委員会について、調査委員会委員の所属および氏名を申立者および被申立者に通知するものとする。

- 2 調査委員会委員の選出に対し異議がある申立者および被申立者は、通知を受けた日から10日以内に理事長に異議申立てをすることができる。
- 3 前項の規定に基づき、異議申立てがあった場合において、理事長は申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を申立者および被申立者に通知するものとする。

(調査時の措置)

第27条 理事長は、本調査を実施するために必要と認めるときは、申立者、被申立者その他関係者に対し、第19条の各号に定める措置を要請することができる。

- 2 調査委員会は、本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(調査への協力)

第28条 申立者、被申立者、調査協力者その他関係者は、予備調査および本調査に誠実に協力しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により調査協力者に対し、情報提供を理由とする不利益な取扱いを受けることのないよう、必要な措置をとるものとする。

(被申立者からの意見聴取)

第29条 調査委員会は、不正行為等の調査および認定に際し、被申立者の意見聴取を行わなければならない。

- 2 研究活動上の不正行為を行ったとされる被申立者は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な手法と手続きに則って行われたことおよび論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(再現性の確認)

第30条 申立てがあった研究活動上の不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被申立者に求める場合、または被申立者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等の使用を含む）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指揮・監督の下にこれを行う。

(調査状況の中間報告)

第31条 理事長は、申立てがあった事案に係る配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

第7章 不正行為等の認定

(不正行為等の認定)

第32条 調査委員会は、第29条に規定する意見聴取において被申立者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為等か否かの認定を行うものとする。なお、被申立者の自認を唯一の証拠として不正行為等と認定してはならない。

2 前項において、不正行為等と認定された場合は、次に掲げる事項について認定する。

「研究活動上の不正行為」に係る事案の場合

- (1) 不正の内容（不正発生要因を含む）
- (2) 関与した者およびその関与の程度
- (3) 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文および当該研究活動における役割
- (4) その他必要な事項

「研究費等の不正使用」に係る事案の場合

- (1) 不正使用の内容（不正発生要因を含む）
- (2) 関与した者およびその関与の程度（関与した者が係るその他競争的資金等における管理・監査体制の状況等）
- (3) 不正使用の相当額
- (4) その他必要な事項

3 不正行為等が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、申立者に弁明の機会を与えるものとする。

4 不正行為等に関する証拠が提出された場合には、被申立者の説明および他の証拠によって、不正であるとの疑いが覆されないときは、不正行為等と認定する。また、被申立者が第7条第4項に示される関係資料の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被申立者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことが出来なくなった場合等、正当な理由があると認められる場合、第7条第4項に示される関係資料の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被申立者が所属する、または申立てに係る研究活動を行っていた時に所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についてはこの限りではない。

5 第29条第2項の説明責任の程度および本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断する。

（調査結果の通知および報告）

第33条 委員長は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を本調査開始後150日以内に理事長、申立者および被申立者（被申立者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、中間報告とすることができます。

- 2 「研究活動上の不正行為」に係る事案の場合、理事長は、その事案に係る不正発生要因と再発防止計画を含む調査結果を、出来るだけ速やかに当該事案に係る配分機関等および文部科学省に報告するものとする。
- 3 「研究費等の不正使用」に係る事案の場合、第12条第5項の申立てを受理した日から210日以内に、理事長は、その事案に係る不正発生要因と不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況および再発防止計画を含む調査結果を、当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。
ただし、やむを得ない事情がある場合は、配分機関と協議のうえ、中間報告とすることができる。
- 4 理事長は、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、当該申立者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 5 悪意に基づく申立てとの認定があった場合、理事長は申立者の所属機関にも当該調査結果を通知するものとする。
- 6 理事長は、前2項の処分が課されたときは、研究活動上の不正行為の場合は当該事案に係る配分機関等と文部科学省に対して、研究費の不正使用の場合は配分機関等に対して、その措置の内容等を報告する。

(認定に対する不服申立て)

- 第34条 被申立者は、前条第1項の規定により通知された内容に不服がある場合は、通知を受けた日から10日以内に理事長に対し、不服申立てをすることができるものとする。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てはできないものとする。
- 2 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者（被申立者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく申立てと認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができるものとする。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、理事長は、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、理事長が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 不正行為等があったと認定された場合に係る被申立者による不服申立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わるもの）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに理事長に報告し、理事長は被申立者に当該決定を通知するものとする。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、調査委員会は以後の不服申立てを受け付けないものとする。
 - 5 理事長は、被申立者から不正行為等の認定に係る不服申立てがあったときは、申立者に通知するとともに、研究活動上の不正行為の場合は当該事案に係る配分機関等と文部科学省に対して、研究費等の不正使用の場合は配分機関等に対して報告するものとす

る。不服申立ての却下および再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 6 第2項に規定する悪意に基づく申立てと認定された申立者から不服申立てがあった場合、理事長は、申立者の所属機関および被申立者に通知するとともに、研究活動上の不正行為の場合は当該事案に係る配分機関等と文部科学省に対して、研究費等の不正使用の場合は配分機関等に対して報告するものとする。

(再調査に関する事項)

第35条 調査委員会が、再調査を行う決定を行った場合には、決定を行った日から30日以内に再調査を開始するものとする。

- 2 被申立者は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するものとする。
- 3 被申立者から前項に規定する協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができるものとする。この場合には直ちに理事長に報告し、理事長は、被申立者に当該決定を通知するものとする。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、調査を開始してから50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告し、理事長は当該結果を被申立者、被申立者の所属機関および申立者に通知するとともに、研究活動上の不正行為の場合は当該事案に係る配分機関等と文部科学省に対して、研究費等の不正使用の場合は配分機関等に対して報告するものとする。
- 5 前条第2項の不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに理事長に報告するものとする。理事長は、当該結果を申立者、申立者の所属機関および被申立者に通知するとともに、研究活動上の不正行為の場合は当該事案に係る配分機関等と文部科学省に対して、研究費等の不正使用の場合は配分機関等に対して報告するものとする。

(不正行為等が認定された場合の措置)

第36条 理事長は、被申立者の不正行為等について事実であると確定したときは、次の各号に掲げる調査結果項目を公表するものとする。

- (1) 不正行為等に関与した者の氏名、所属および職名
- (2) 不正行為等の内容（不正行為等の内容、関与した者の関与の程度、研究費等の不正使用の場合はその相当額等）
- (3) 調査結果の公表までに行った措置の内容
- (4) 委員会委員の氏名、所属および職名
- (5) 調査の方法および手順
- (6) その他、最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 認定された不正行為等が、本学が研究費等として支給するもの以外の資金による研究において行われたものであるときは、直ちに当該資金の使用を中止し、研究活動上の不正行為の場合は当該事案に係る配分機関等と文部科学省に対して、研究費等の不正使用の場合は配分機関等に対して、速やかに報告するものとする。
- 3 不正行為等を行った者および不正行為等に協力したと認定された者（以下「被認定者」という。）が本学教職員等の場合は、最高管理責任者は当該被認定者に対し、当該研究活動を制限し不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するとともに、就業規則

および懲戒等に関する規程等に基づき懲戒処分等を行うものとする。

- 4 理事長は、前項の処分が課されたときは、研究活動上の不正行為の場合は当該事案に係る配分機関等と文部科学省に対して、研究費等の不正使用の場合は配分機関等に対して、その処分の内容等を報告する。

(不正行為等が認定されなかった場合の措置)

- 第37条 理事長は、被申立者の不正行為等について事実であると確定しなかった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合および論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(被申立者の名誉回復)

- 第38条 理事長は、不正行為等が認定されなかった場合は、当該事案において不正行為等が行われなかつた旨を調査関係者に対して周知し、被申立者の名誉を回復するため、および不利益が生じないために必要かつ十分な措置をとるものとする。

(配分機関等による調査)

- 第39条 理事長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等による調査事案に係る資料の提出、閲覧および現地調査等の要請に協力するものとする。

(是正措置等)

- 第40条 本調査の結果、不正行為等が行われたものと認定された場合には、理事長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 理事長は、関係するコンプライアンス推進責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 理事長は、前2項に基づいてとった是正措置等の内容を研究活動上の不正行為の場合は当該事案に係る配分機関等と文部科学省に対して、研究費等の不正使用の場合は配分機関等に対して報告するものとする。

第8章 雜則

(委任)

- 第41条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成19年7月3日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第4条、第9条関係）

付 則

この規程は、平成24年12月4日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年3月3日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。(第 2 条関係)

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(第 22 条関係)

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 2 条、第 5 条、第 17 条関係)

付 則

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。(第 12 条関係)

付 則

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。